

栃木県スキー連盟規約等審議委員会規程

(基準)

第1条 この規程は、本連盟規約第35条第2項の規定に基づき、規約等審議委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本連盟規約に基づく事業運営に関して、必要な諸規程等の整備充実を図り、もって本連盟の民主的な運営に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 委員会は常設とし、理事会の諮問に応じて本連盟規約・規則・規程の制定及び改廃について審議し、理事会に答申するものとする。

(構成)

第4条 委員会は、本連盟運営規則第2条の3第2項に定める各ブロックの評議員各2名、高体連の評議員1名及び本連盟役員若干名をもって構成する。ただし、必要に応じて理事会が推薦する学識経験者若干名を加えることができる。

- 2 委員は会長が委嘱する。
- 3 委員会には、委員長及び副委員長1名を置く。
- 4 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

(招集及び成立)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、最初の委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員総数の3分の2以上の出席により成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。

(委員会の決議の省略)

第5条の1 委員会が、緊急又はやむを得ない事情により参集での開催が困難な場合は、委員は規約等審議の提案を受け、当該提案について委員の3分の2以上が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、当該提案を可決する旨の委員会の決議があったものとみなす。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、評議員及び本連盟の役員の任期と同一とする。

2 委員の交代は、各ブロックを代表する所属団体の届出により、本連盟役員にあっては役職の異動により行う。

(答申の時期)

第7条 委員会は、検討審議された案件を整理し、文書をもって定められた期日までに答申書を提出するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の議決による。

(附則)

- 1 この規程は、平成11年7月3日から施行する。
- 2 平成19年11月11日一部改正
- 3 平成22年11月6日一部改正
- 4 令和3年7月10日 一部改正